

－高度生産性向上型のみ－

「IoT(※)等を用いた設備投資」を行い生産性を向上させ、「投資利益率」5%を達成する計画であること。

※「IoT(Internet of Things)」

本事業では、単に従来から行われている単独機械の自動化や工程内の生産管理ソフトの導入にとどまらず、複数の機械等がネット環境に接続され、そこから収集される各種の情報・データを活用して、①監視(モニタリング)、②保守(メンテナンスサービス)、③制御(コントロール)、④分析(アナライズ)のいずれかを行うことをIoTとします。

【補助対象経費・補助率・補助金額】

補 助 事 業		補助率	補助上限額 (下限額)
類 型	対象経費の区分		
一般型 [革新的サービス] [ものづくり技術]	機械装置費、技術導入費、運搬費 専門家経費	補助対象経費の 3分の2以内	1,000万円 (100万円)
小規模型 [革新的サービス] [ものづくり技術]	機械装置費、原材料費(※)、技術導入費 外注加工費(※)、委託費(※) 知的財産権等関連経費(※)、運搬費 専門家経費、クラウド利用費(※) (※=設備投資のみの場合は対象となりません)		500万円 (100万円)
高度生産性向上型 [革新的サービス] [ものづくり技術]	機械装置費、技術導入費、運搬費 専門家経費		3,000万円 (100万円)

【公募期間】 平成28年2月5日(金)～平成28年4月13日(水) [当日消印有効]

【申請書受付先・お問い合わせ先】 ものづくり補助金 秋田県地域事務局 ☎018-838-4716

－ものづくり補助金「成果事例集」を是非ご覧下さい！－

本会では、平成24年度補正ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金を活用し事業展開している企業の「成果事例集」を本会ホームページで紹介しています。是非ご覧下さい。

[本会ものづくり補助金 ホームページ]
<http://www.chuokai-akita.or.jp/27monozukuri/>



TOPICS 2 史上初!固定資産税での設備投資減税を創設 ～平成28年度税制改正 (中小企業・小規模事業者関係)の概要～

平成27年12月24日に、平成28年度税制改正の大綱が閣議決定されました。

本号では、中小企業・小規模事業者に関する平成28年度税制改正の概要についてお知らせ致します。

1 新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例 [新設]

- 中小企業が取得する新規の機械装置は、3年間、固定資産税を1/2に軽減する措置を創設。
- 史上初の固定資産税での設備投資減税。赤字中小企業にも大きな効果あり。

【支援対象】

- ▶ 中小企業者が新法の認定計画に基づき取得する新規の機械装置(新品)
- ▶ 生産性を高める機械装置が対象

※既存の設備投資減税(生産性向上設備投資減税)の支援要件(①160万円以上、②生産性1%向上(10年以内に販売開始)、③最新モデル)から、中小企業への配慮から、③最新モデル要件を除外。

【特 例】

- ▶ 固定資産税(税率1.4%)の課税標準を3年間1/2に軽減

[適用期限：平成30年度末までの投資]

② 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 [延長]

- マイナンバーや消費税複数税率対応で事務負担増が集中する中小企業を支援するため、適用対象者を見直した上で、適用期限を2年延長する。
 - ▶ 従業員1,000人以下の中小企業が、30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計額300万円を限度に全額損金算入(即時償却)できます。
 - ▶ 例えば、マイナンバー制度への対応のため、パソコンや金庫、ソフトウェアなどを取得した場合にも利用できます。

[適用期限：平成29年度末まで]

③ 中小法人の交際費課税の特例 [延長]

- 交際費は事業活動に不可欠な経費であり、販売促進手段に限られる中小法人を支援するため、適用期限を2年延長する。
 - ▶ 中小法人については、交際費等の800万円までの損金算入、又は接待飲食費の50%までの損金算入を選択適用することができます。

[適用期限：平成29年度末まで]

④ 法人実効税率の引下げ [拡充]

- 平成28年度に29.97%、平成30年度に29.74%まで税率引下げを決定。
- 財源は、経済に悪影響の少ないものに絞って対応。
 - <課税ベース拡大>
 - ① 減価償却方法の見直し
 - ▶ 今後新規に取得する建物附属設備・構築物の減価償却方法を、定額法に一本化する。
 - ② 生産性向上を促す設備等投資促進税制の縮減・廃止
 - ▶ 設備投資減税は、当初の期限通り、平成28年度に支援措置を縮減し、平成28年度末に廃止する。
 - ▶ 縮減・廃止期限を明確化することで、期限内の設備投資を強力に後押し。

[改正概要]

	現行	平成28年度	平成30年度
国の法人税率(中小法人)	23.9%	23.4%	23.2%
(参考)国・地方の法人実効税率 <標準税率ベース>	32.11%	29.97% (▲2.14%)	29.74% (▲2.37%)

⑤ 産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置 [拡充・延長]

- 産業競争力強化法に基づく「特定創業支援事業(※)」を受けた者への登録免許税軽減措置(資本金額の0.7%→0.35%)について、株式会社設立だけでなく、合名・合資・合同会社の設立にも利用できるように拡充
- 創業前の個人だけでなく、創業後5年未満の個人も本税制を利用できるよう拡充

※「特定創業支援事業」とは

創業時に必要となる「経営」「財務」「人材育成」「販路」の知識が身につく事業

(支援事例：創業塾、継続して行う個別相談支援、インキュベーション施設入居者への継続支援)

⑥ 地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度 [拡充]

- 免税の対象となる、一般物品の最低購入金額を「10,000円超」から「5,000円以上」に引き下げる。(これに合わせ、消耗品の最低購入金額を「5,000円超」から「5,000円以上」に引き下げる。)
- 商店街区内に所在するショッピングセンターの店舗が、商店街の組合員でなくとも、免税手続カウンターを活用し購入金額を合算することができる。